

京都市告示第395号

京都市自転車等駐車場条例施行規則第3条ただし書の規定により、年末年始における京都市自転車等駐車場の入退場時間の臨時の変更を次のとおり行います。

平成16年12月22日

京都市長 榊 本 頼 兼

名 称	期 間	変 更 後 入退場時間	現 行 入 退 場 時 間
京都市円町駅自転車等駐車場	平成16年 12月31 日から平成 17年1月 3日まで	な し	午前5時から 翌午前1時まで
京都市二条駅南自転車駐車場			
京都市太秦自転車等駐車場			
京都市花園駅自転車等駐車場			午前4時30分から 翌午前1時30分まで
京都市西大路駅北自転車駐車場			
京都市西京極自転車駐車場			
京都市桂駅西口自転車駐車場			午前6時30分から 午後10時30分まで (深夜早朝コーナー) 午前4時30分から 翌午前1時30分まで
京都市西院自転車駐車場			

(建設局道路部放置車両対策課)